

新・生活様式対応支援補助金（中小企業支援型）

補助対象経費【早見表】

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
<p>①機械装置・システム構築費（必須）【単価 50 万円（税抜き）以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス機器（自動精算機や自動券売機、セルフレジ等）の購入費 ・モバイルオーダーやオンライン予約システムの構築費 ・インターネット販売等に係るシステムの構築費 ・Web 会議システム等を含むシンククライアントシステムの導入費 ・自動車、バイク、自転車等に設置するデリバリーサービスの輸送に必要な設備の購入費（冷蔵庫、冷凍庫などの保冷設備） ・デリバリーやテイクアウト用など新商品開発のための機械装置費 ・高機能・高効率換気設備の導入費 <p>※単価 50 万円（税抜き）以上の高機能・高効率な消毒設備及び換気設備は機械装置・システム構築費に該当（単価 50 万円（税抜き）未満は⑩感染防止対策費に該当）</p> <p>※新しい生活様式に対応するために行う設備投資のみが対象</p> <p>⑦外注費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策のための店舗の内装・レイアウト改装費 ・テイクアウトや宅配サービスに対応するための厨房や販売カウンター等の造作費 ・自動ドアの設置費 ・非接触型自動水栓（蛇口）の設置費 ・移動販売やデリバリーを目的とした自動車、バイク等の内装・改造費（自動車、バイク等の購入は対象外） <p>※新しい生活様式への対応に結びつかないものは対象外</p> <p>⑨広告宣伝・販売促進費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止のための広報費（啓発用ポスターやチラシ、写真、動画の作成及び媒体への掲載） ・テイクアウトや宅配サービスの広報費（のぼりやチラシの作成費） <p>※補助事業実施期間内に使用・掲載する分のみが対象</p>	<p>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車、バイク、自転車等車両の購入費・修理費・車検費用 ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品費（⑩消耗品費に記載のないもの） ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、ウェアラブル端末、プリンター、デジタル複合機、電話機等の購入費 ・家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費 ・導入済みのソフトウェアの更新料 等 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式への対応と結びつかない経費 ・通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新で、新しい生活様式への対応と関係のない機械装置等 ・予約キャンセル、休業に対する補てん ・自宅等、事業と関係のない施設に設置する設備や備品の購入費、改装費 ・商品在庫や消耗品の廃棄・処分費 ・自己所有物の修繕費 ・事務所等の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ・不動産の購入費 ・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費 ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

新・生活様式対応支援補助金（中小企業支援型）
補助対象経費【早見表】

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
<p>⑩感染防止対策費（下記の費用のみが対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費（単価 50 万円（税抜き）未満） ・消毒作業の外注費 ・清掃作業の外注費 ・アクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン、フロアマーカールの購入費・施工費 ・換気設備（換気扇、空気清浄機、換気機能付エアコン等）の購入費・施工費（単価 50 万円（税抜き）未満） ・ユニフォームのクリーニング外注費 ・従業員指導等のための専門家活用費 ・体温計、サーモカメラ、キーレスシステム、インターホン、コイントレー、携帯型アルコール検知器の購入費 <p>⑪消耗品費（下記の費用のみが対象）【補助対象経費の上限 20 万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒関係の消耗品（消毒液、アルコール液） ・マスク関係の消耗品マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ヘアネット） ・清掃関係の消耗品（手袋、ゴミ袋、石けん、洗剤、漂白剤） ・その他消耗品（トイレ用ペーパータオル、使い捨てアメニティ） <p>※補助事業実施期間内に使用する分のみが対象</p>	

※ 「⑩感染防止対策費」及び「⑪消耗品費」以外の科目に記載している項目は、例示であり、補助対象となる経費については「応募要領」でご確認ください。

※ 「新しい生活様式への対応」とは、「『新しい生活様式』の実践例」及び「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、新たに実施する生産・販売・サービスの取組むのために導入する機械装置・システム及び関連事業を言います。